定山渓水再生プラザ発電機高圧絶縁診断業務 仕様書

(令和9年度)

1 点検目的

発電機は、施設の運転にとって重要な設備である。このため、絶縁診断を実施して、 今後の適正な整備計画の策定指標とし、故障を未然に防止するとともに、機器の信頼性 を向上させることを目的とする業務である。

2 点検場所

札幌市南区定山渓温泉1丁目50番地 定山渓水再生プラザ

3 診断項目

交流電流診断

誘電正接診断

部分放電診断

直流電圧診断

起動制御器 • 抵抗器点検

- ※ 各々の測定・診断の実施方法は、対象機器の製造メーカーの定める項目、方法、基準 に準拠するものとする。
- 4 診断対象機器名及び数量

ブラシレス三相同期発電機 250KVA 4 P 6600V 21.9A

メーカー型式 SBOCN-2

(㈱安川電機 1996) 製造番号: P5 J 199101 1台

5 留意事項

- (1) 点検にあたっては、作業計画書及び工程表を作成すること。
- (2) 点検にあたっては、事前に各種設定等を確認し、点検後に設定等の戻し忘れがないよう 十分注意すること。
- (3) 点検により発見された不良箇所等への対応については速やかに委託者及び総括代理 人に報告すること。

最終沈殿池汚泥掻寄機劣化診断業務仕様書

(令和 10 年度)

1 点検目的

定山渓水再生プラザの最終沈殿池汚泥掻寄機のチェーン、スプロケットは、樹脂部品で構成されている。これらの樹脂部品は、金属部品とは異なり劣化度が摩耗・腐食といった目に見える形で現れないため、故障や破損を事前に察知することが困難である。本業務は、劣化診断を実施して、劣化状況の把握と今後の適正な整備計画の策定指標とし、機器の信頼性を向上させることを目的とする業務である。

2 調査対象プラザ

定山渓水再生プラザ(札幌市南区定山渓温泉1丁目50番地)

3 診断対象部品及び診断内容

最終沈殿池(2系)の下記部品について、診断を実施する。

- ① テークアップスプロケット(1枚):引張・硬さ試験
- ② 駆動チェーン (3リンク): 破断試験
- ③ 掻寄チェーン (3リンク×2本): 破断試験

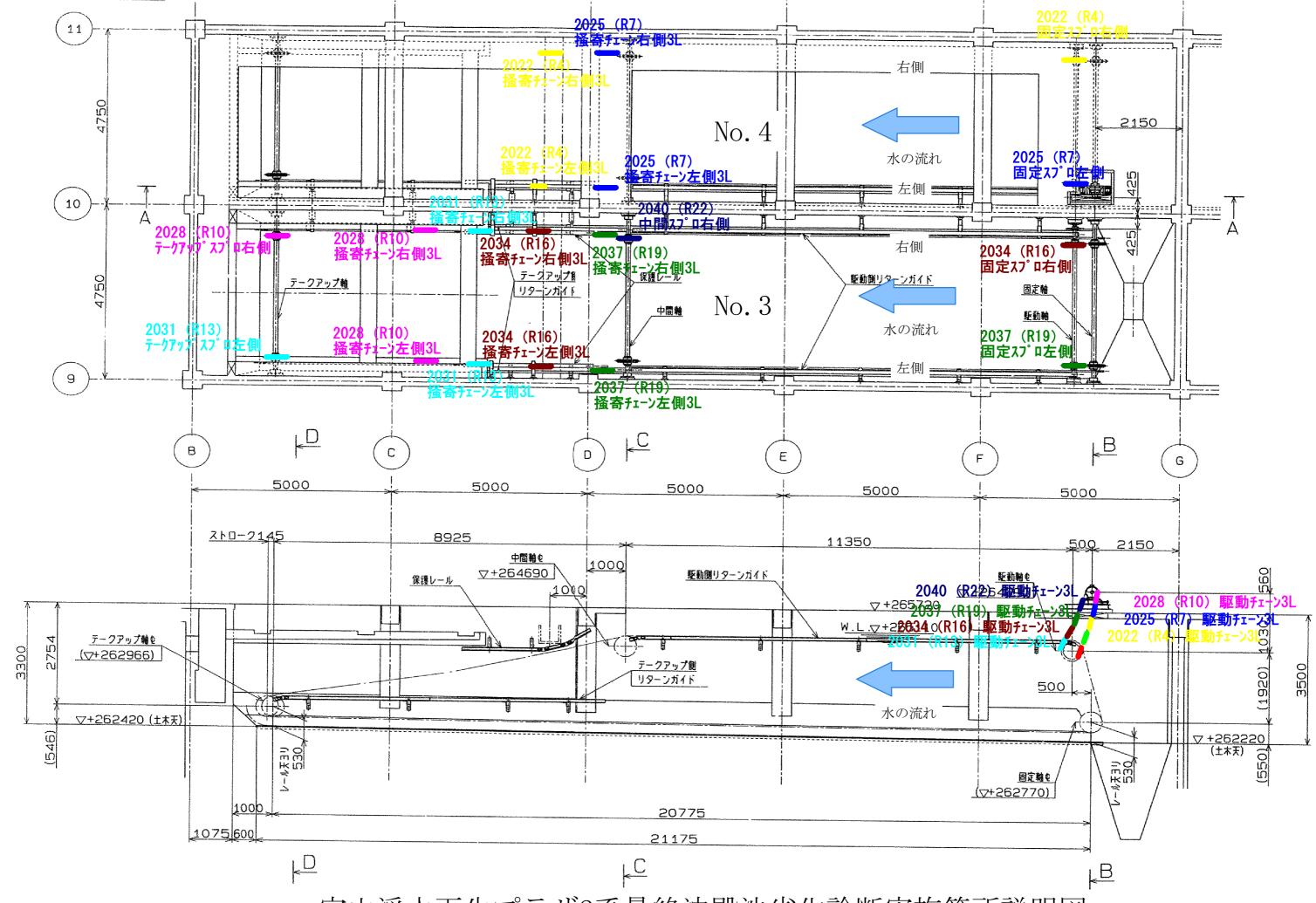
※各々の測定・診断の実施方法は、対象機器の製造メーカー(三機工業㈱)の定める項目、方法、基準に準拠するものとする。

4 劣化診断の実施周期

実施周期は、3年毎とする。(実施箇所説明図のとおり)

5 留意事項

(1)業務にあたっては、工程表を作成すること。



定山渓水再生プラザ2系最終沈殿池劣化診断実施箇所説明図

樹脂素材適応診断業務1 仕様書

(令和 10 年度)

1 点検目的

定山渓水再生プラザは、温泉排水に起因する特殊な水質環境のため、腐食に強い樹脂素材であっても使用に耐えられない場合がある。本業務は、新たな樹脂素材の水質適応性を確認することで将来的な整備計画策定時の選択肢を広げることを目的とする業務である。

2 調査対象プラザ

定山渓水再生プラザ(札幌市南区定山渓温泉1丁目50番地)

3 診断対象部品及び診断内容

最終沈殿池の下記部品を供し診断を実施する。

① テストピース1 (1枚):外観検査・硬さ試験

※各々の測定・診断の実施方法は、製造メーカー(㈱椿本チエイン)の定める項目、方法、基準に準拠するものとする。

4 樹脂素材適応診断の実施周期

実施周期は、3年毎とする。

- 5 留意事項
- (1)業務にあたっては、工程表を作成すること。

樹脂素材適応診断業務2 仕様書

(令和 10 年度)

1 点検目的

定山渓水再生プラザは、温泉排水に起因する特殊な水質環境のため、腐食に強い樹脂素材であっても使用に耐えられない場合がある。本業務は、新たな樹脂素材の水質適応性を確認することで将来的な整備計画策定時の選択肢を広げることを目的とする業務である。

2 調査対象プラザ

定山渓水再生プラザ(札幌市南区定山渓温泉1丁目50番地)

3 診断対象部品及び診断内容

最終沈殿池(1,2,4系)の下記部品を供し診断を実施する。

- ① テストピース2 (1枚):外観検査・硬さ試験
- ② テストピース3 (1枚):外観検査・硬さ試験
- ③ 本体チェーン (9リンク):破断試験

※各々の測定・診断の実施方法は、製造メーカー (センクシア㈱) の定める項目、方法、 基準に準拠するものとする。

4 樹脂素材適応診断の実施周期

実施周期は、3年毎とする。

- 5 留意事項
- (1) 業務にあたっては、工程表を作成すること。

チリングユニット冷媒漏えい検査業務仕様書

(令和9年度)

1 業務目的

本業務は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」に基づき、機器の専門点検の方法について十分な知見を有する者が、業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の法定の定期点検を行うものである。

2 業務場所及び業務対象機器

定山渓水再生プラザ(札幌市南区定山渓温泉1丁目 50 番地) チリングユニット(電動機出力 7.5kw 以上 50kw 未満) 1 台

3 点検内容

点検内容は、下記の「4 法定点検表」による。

4 法定点検表

チリングユニット(電動機出力 7.5kw 以上 50kw 未満:3年毎)点検対象:○

| 点検内容 | | | 点検方法 | 点検 |
|------|------|----------------|-----------------|---------|
| 機能点検 | 共通 | 運転状況(温度・圧力)の確認 | 実測による確認 | 0 |
| | | 異音・振動の確認 | 聴診による確認 | \circ |
| | 冷媒系統 | 膨張弁の動作確認 | 温度測定による確認 | _ |
| | | 電磁弁の動作確認 | 聴診による確認 | _ |
| | | 冷媒漏れ点検 | 漏れ検知器による確認 | 0 |
| 状態点検 | 圧縮機 | 油量の確認 | 目視による確認 | _ |
| | | 外観点検 | 目視による確認 | \circ |
| | 熱交換器 | 凝縮器の汚れ点検 | 冷温水出入口温度差等による確認 | 0 |
| | | 冷却器の汚れ点検 | 冷温水出入口温度差等による確認 | 0 |
| | 外装 | パネルの外観点検 | 目視による確認 | 0 |

注1) 冷媒漏れ点検には、気密検査は含まれない。

注 2) フロン類の漏洩が検知された場合、その漏洩算定量の報告を委託者及び総括代理人へ行うこと。

5 留意事項

点検結果及び整備内容について、法令に基づき点検整備記録簿を作成すること。

